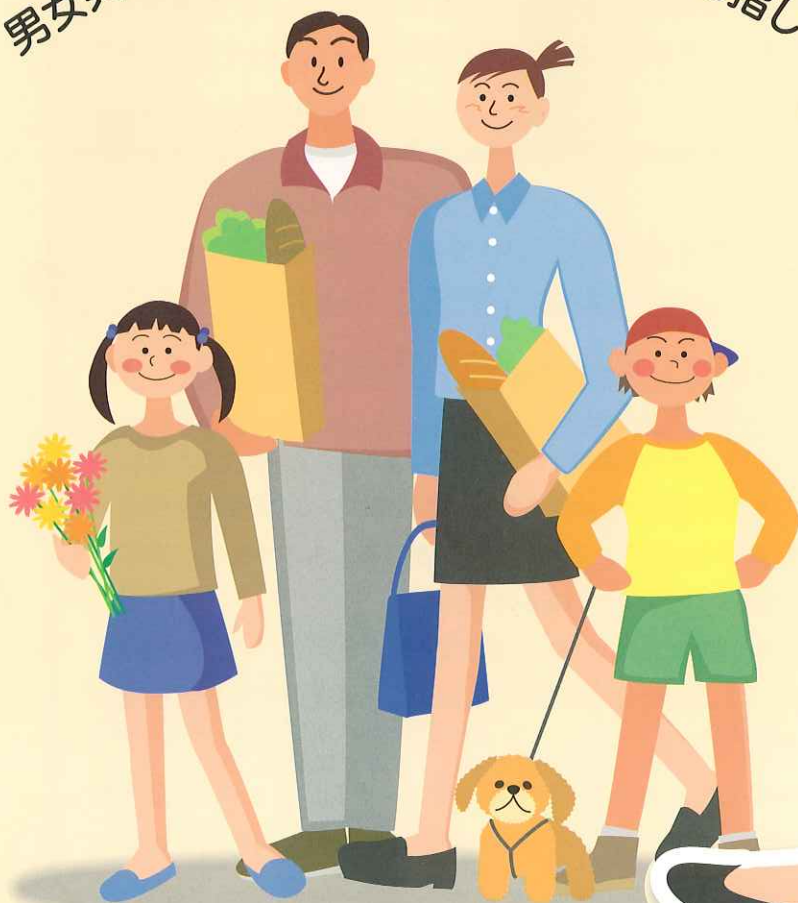


# 岐阜県男女が平等に 人として尊重される 男女共同参画 社会づくり条例

男女共同参画による豊かな地域社会を目指して





# 男女共同参画の意義

男女共同参画って、どういうことなのでしょう。

この条例では

「男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うこと」としています。

つまり、私たち一人ひとりが、社会のあらゆる場面で、「男だから～する」「女だから～できない」と決めつけた考え方をもち行動するのではなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることです。

# 条例の必要性

どうして「男女共同参画」なのでしょう。

「基本的人権の尊重」が日本国憲法でうたわれているにもかかわらず、現実には男女間の不平等や人権侵害が生まれています。

また、少子高齢化の進展など社会経済情勢が大きく変化している中、生き生きとした豊かな社会を築いていくためには、「男は仕事、女は家事・育児」に代表される性別による役割分担意識にとらわれず、社会のあらゆる場面で、男女が対等な立場でその個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を果たしていくことが重要です。そのことを県民の皆さん一人ひとりが認め合い、男女共同参画による豊かな社会をみんなでつくっていくことを目指して、今回、この条例を制定しました。

# 条例の制定過程

県が条例を制定したといっても、「男女共同参画」を進めていくには、県、市町村、県民の皆さんや事業者・各種団体の方々が一緒になって取り組んでいかなければなりません。

一緒に取り組むには、みんなで男女共同参画についての意識を高めていくことが大切です。

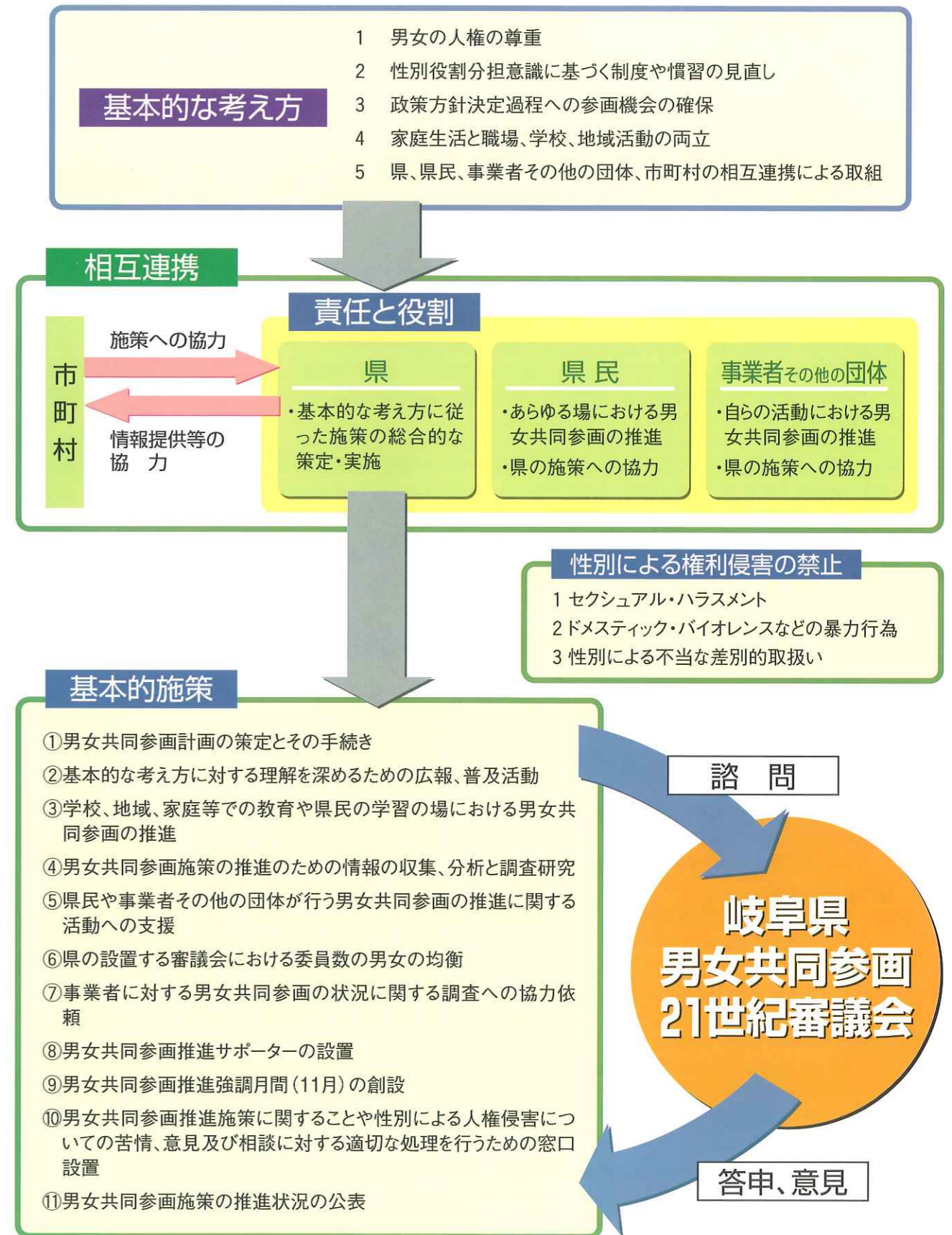
そのことを踏まえ、この条例は、「県民の皆さんの手づくりの条例」となるよう、制定過程の早い段階から、幅広い県民の皆さんのご意見やご提案をいただきながら進めてきました。

最初に寄せられたご意見等は、453名の方から3,000件以上にものぼるものでした。

それらをすべて「女性の世紀21委員会」（男女共同参画についての問題を審議する県の審議会）へ報告しました。委員会では、皆さんからのご意見等を十分に反映するよう検討が重ねられ、条例の名称や基本的な考え方、盛り込むべき内容についての提言書が取りまとめられました。

その提言書を踏まえた形でできあがったこの条例によって、男女共同参画についての県民の皆さんの意識の高まりと実践活動につながっていくことが期待できます。

# 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例





# 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例

(平成15年岐阜県条例第49号)

## 目次

前文

第1章 基本的な考え方など(第1条～第8条)

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策(第9条～第19条)

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会(第20条～第27条)

第4章 その他(第28条)

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

## 第1章 基本的な考え方など

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

### (男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

### (基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

- 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合には、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

### (県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

### (県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

### (事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

### (県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

- 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

### (性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

- 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。
- 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

## 第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

### (男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

- 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するとき、あらかじめ、次の手順をとり、
  - 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。
  - 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。
- 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

### (広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

### (教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

### (情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

### (県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

### (県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

### (事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

### (男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

- サポーターは、次の活動を行います。
  - 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。
  - 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。
- 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。
  - その活動に役立つ情報を提供すること。
  - その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。
- 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。



(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

- 一 男女共同参画を進めるための施策に関すること
- 二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

### 第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

- 2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。
  - 一 男女共同参画計画の策定
  - 二 男女共同参画計画の変更
  - 三 県民などからの苦情などに対する対応
  - 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄
- 3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるすることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第23条 審議会に、会長および副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

- 2 特別委員は、知事が任命します。
- 3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

### 第4章 その他

(委任)

第28条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行します。ただし、第9条第2項(第2号に係る部分に限ります。)、第18条第2項および第3章の規定は、平成16年4月1日から施行します。

# 男女共同参画社会づくりのために、 私たちがすること

男女共同参画社会づくりのために、県民の皆さんが、  
いろいろな場面で、それぞれの立場でできることに、  
積極的に取り組んでいきましょう。

## 家庭では

- 互いに協力し合って、家事、子育て、家族の介護などを行うこと
- 子どもの性別にとらわれなくて、子どもの個性や能力を伸ばすようにすること
- 家族の人権を無視した暴力行為(ドメスティック・バイオレンスなど)をしないこと



## 地域では

- 自治会、PTAなどの団体における仕事の役割分担や方針の決定過程に、男女がともに積極的に参画し、責任を分かち合っていくこと
- 地域での会合や冠婚葬祭の場で、男性が主役、女性は準備・後片づけといった慣習やしきたりがある場合、それを考え直してみること



## 職場では

- 男女ともに育児休暇や介護休暇が取りやすい職場環境の整備に努めること
- 採用、配置、昇進、昇給などに、性別を原因とした格差をなくすこと
- 職場での立場を利用して性的関係を迫るような行為や、性的な冗談、不必要な身体への接触などのセクシュアル・ハラスメントのない職場づくりを進めること





# 男女共同参画社会づくりのために、 県はこんな取組を進めます。

## ● 男女共同参画計画 ●

県民の皆さんや男女共同参画21世紀審議会のご意見をお聴きして、男女共同参画を進めるための計画（男女共同参画計画）を定めます。

## ● 広報など ●

条例の基本的な考え方に対する理解を深めていただくために必要な広報、普及活動などを行います。

## ● 教育や学習など ●

学校、地域、家庭などでの教育や県民の皆さんの学習の場で、男女共同参画に対する関心と理解を深めていただくようにします。

## ● 情報収集など ●

男女共同参画を進めるために役立つ情報を集め、分析したり、必要な調査研究を行います。

## ● 皆さんへの支援 ●

男女共同参画を進めるための活動を行う皆さんに、活動に役立つ情報や、学習、意見交換の場を提供します。

## ● 県の審議会などの委員 ●

県の審議会などの委員を選任する場合、できるだけ男女の数が等しくなるように努めます。

## ● 男女共同参画推進サポーター ●

男女共同参画を進めることに熱意を持った皆さんを「男女共同参画推進サポーター」として登録し、地域において男女共同参画を進めるための活動をしていただきます。

## ● 男女共同参画推進強調月間 ●

男女共同参画についての皆さんの関心と理解を一層深めていただくために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

## ● 苦情、意見や相談への対応 ●

男女共同参画を進めるための施策に関することや性別による人権侵害についての苦情、意見や相談に対する窓口を設け、関係機関と連携して、適切な対応に努めます。

## ● 年次報告 ●

男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、毎年1回、公表します。



◆このパンフレットや条例に関するお問い合わせは…◆

岐阜県 地域県民部男女共同参画室

〒500-8570 岐阜市葦田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代) FAX 058-277-5448

E-mail c11123@pref.gifu.lg.jp